

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	徐 知 延
学位の種類	博士（比較文化学）
学位記番号	文博乙第9号
学位授与の日付	2011年3月17日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	朝鮮の「白丁」身分の歴史的分析
論文審査委員	主査 寺木 伸明 教授 副査 Philip Billingsley 教授 副査 梅山 秀幸 教授

<博士論文の要旨>

朝鮮の「白丁」身分の歴史的分析

徐 知 延

朝鮮王朝時代（1392～1910年）の身分制は、高麗の身分制度を受け継いだ制度であり構造的に差はない。しかし、高麗時代（913～1392年）とは違って庶子の差別がはげしかった。庶子は、士族が忌避していた武官に占有されていて技術官・胥吏につく中人と同様に両班と良人の中間階層であっ

た。

法律上で良人と呼ばれた身分は、租税・軍役・役夫を担当した。ほとんどが農民で庶民・常人とも呼ばれた。商人・工匠も良人の身分であった。

最下層身分の「賤民」は、「七般公賤」と「八般私賤」に分けられていた。七般公賤には、阜隸（チョレ）、羅將（ナジャン）、日守（イルス）、漕軍（チョグン）、水軍、烽軍（ボングン）、馱保（ヨクポ）、八般私賤には僧侶、喪輿クン（サンヨックン）、工匠、巫女（ムニョ）、廣大（クアンデ、大道芸人）、私奴婢、妓生（キーセン）、「白丁（ベクチョン）」がある。同じ「賤民」でも、実際には社会的地位や差別のされ方が様ではなかった。社会的に徹底的に隔離された「白丁」は「賤民」のなかでも一番低い身分集団だった。

朝鮮初期の「白丁」は、柳器製造・屠畜業に従事していたが、国家に対する一定の役はなかった。朝鮮時代は農業政策を根幹としていて、牛と馬を重要視していたので、彼らの生業である「屠畜業」は「別種」または「異類」と認識され差別された。その原因の一つは、彼らが自分たちの生業である牧畜、狩猟、歌舞などを守るための集団生活のなかで、国家との摩擦、また、略奪行為、強盗、放火、殺人などの社会問題を引き起こしたからである。それらは他の階層にもみられることだが、「白丁」身分ということで彼らが強盗の代名詞的な集団とみなされ、あるときは「白丁」身分という理由だけで強盗の犯人にされ、社会不安の元凶と認識されていた。

「白丁」身分は高麗時代から存在して、一般農民をあらわす呼称であった。朝鮮初期（1392年頃）は農業政策を根幹としていて、柳器製造や屠畜業などを生業とする才人（チェイン）・禾尺（ファチョク）集団を良民化するため、世宗5（1423）年10月に公式に「白丁」と改号した。つまり、一般農民という意味で「白丁」と改号したのだが、それが差別階層を表す呼称となっていった。

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

才人・禾尺は「白丁」と改号された後も、実際は才人、「才白丁」、禾尺、「禾白丁」、「新白丁（シンベクチョン）」、「両色白丁」などと記録されている。『景宗実録』から『高宗実録』までは「白丁」は一例のみで、「屠市」、「庖丁」、「宰人」、「屠牛」、「屠漢」、「房」、「屠」として11件の記載がみられる。しかし、時間がたつにつれて「白丁」と呼ばれるようになり、一方、農民に同化した才人・禾尺は「白丁」と呼ばれなくなった。

「白丁」身分の始まりは、高麗末に楊水尺（ヤンスチョク）といわれていた集団の子孫である。楊水尺から才人・禾尺、才人・禾尺から「白丁」身分になった人々は、種族や身分は関係なしに社会的に差別される集団に変わった。朝鮮中・後期になると「白丁」身分は「賤民」身分として認識され、厳しい差別を受けたが、1894年の甲午改革によって賤民制が法的には解消された。

姜萬吉は「鮮初白丁考」（『史学研究』18、韓国史学会、1964年）で、『朝鮮王朝実録』に記載されている「白丁」の記事から、「白丁」は高麗末期までは一般農民層を指す意味で、朝鮮初期に下層「賤民」として転落したと述べ、「白丁」たちの起源は北方の遊牧民族系だと述べている。「白丁」と改称される以前の高麗末期の才人・禾尺は流浪しながら柳器を製作し、狩猟・屠畜をしたが、彼らの屠畜の生活を重視して北方の遊牧民族系で異民族出身だと主張した。しかし、姜萬吉の才人・禾尺の研究には次のような疑問が残る。第1に「白丁」身分の起源を北方の遊牧民族系で、「白丁」は異民族出身だと主張していて、朝鮮の一般農民と同化できなかったことは異民族としての自由奔放な生活のためだったと主張している点である。『朝鮮王朝実録』の記事を検討することによって、異民族出身であったと推論した。このような考えた方からは朝鮮の「賤民」身分の形成に際しての国内基盤は全然なかったことになるだろう。

第2に、なぜ「白丁」が他の身分より差別されたのか、なぜ「賤民」身

分のなかで一番低い身分になったのか、その背景に関して説明されていない点である。もちろん「白丁」の略奪行為や強盗が一般農民に対しては否定的な見方となって広がっていたのは当然のことだと考えられる。

このように関係諸論文では、「白丁」は高麗末期までは農民層を指す平民身分だったのが朝鮮時代では差別された下層「賤民」に転落した変化の過程は明らかにしたが、「白丁」の起源や差別された原因を適切に追究したものは少ない。高麗末期から朝鮮初期に現れるいろいろな形態の身分の動揺や社会構造の変化のなかで、下層民の総合的研究はほとんどなかった。「賤民」階層は最初から支配階層によって排除され、意図的に研究の価値を下げられてしまったといえよう。

「白丁」身分の起源、職業、役務それらの個々の研究は少なくないが、「白丁」に対する差別、差別意識の背景とその解明、「白丁」身分の抵抗・闘いについての総合的研究はほとんどない。韓国での朝鮮史研究は、王朝史中心になってしまい、観点と方法の偏りのため研究テーマが限定されている。特に被差別民史の場合はほとんど行われていない。朝鮮時代の代表的な「賤民」階層である「白丁」身分や「妓生」研究の場合、初歩的な語源分析と基礎史料の整理にとどまると言われている。

日本の場合、活発な近世「賤民」身分研究で被差別部落民の総体を解明しつつあり、差別意識を明らかにして、被差別部落民に対する差別の解消に貢献しようとしている。今後、韓国の被差別民史の発展のため、日本の近世「賤民」身分との比較史的分析が必要であろう。

「白丁」の抵抗・闘いに関する研究は、林巨叱正（イムゴジルジョン、不明～1562年）の乱の研究がある。林巨叱正は黄海道楊州牧「白丁」出身で、朝鮮時代三大盗賊とも呼ばれていた。林巨叱正に関する研究は、ほとんどが「林巨叱正は義賊である」または「林巨叱正は普通の盗賊である」とした。

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

私は先行研究を整理しながら、いくつかの疑問をもった。まず一つ目は、なぜ林巨叱正の乱や林巨叱正について論じるときにいつも「盗賊であるのか、義賊であるのか」というところから出発するのかということである。林巨叱正は、当時の3年間（1559年～1561年）治者と闘った群盗の象徴であるが、現在は、大盗賊林巨叱正または義賊林巨叱正のように正反対のイメージとして評価されている。二つ目は、なぜ楊州「白丁」出身である林巨叱正が盗賊、または義賊になるしかなかったのか、その理由については明らかにされていないことである。また、3年間とらえられなかった理由も明らかにしていない。

以上、朝鮮王朝時代の「白丁」関係諸論文を検討した結果、「白丁」の起源、職業、役務についての個々の研究も不十分なものがあり、「白丁」の起源、「白丁」に対する差別、差別を支えてきた意識、「白丁」の抵抗・闘い等についての総合的な研究については、ほとんどなされていないことがわかった。

そこで、本稿では、「白丁」に関する総合的な解明を課題とした。

第1章では、「白丁」身分の成立について述べた。『高麗史』・『高麗史節要』及び『朝鮮王朝実録』などの史書の記事を検討して朝鮮初期の「白丁」の前身である才人・禾尺の生活状態を分析しながら「白丁」の起源について論じた。

現在の「白丁」身分研究で代表的な起源説は三つある。第一に姜萬吉の北方異民族説、第二に衡平社員たちに知られている伝説を土台にしている杜門洞七二忠臣説、第三に朴鍾晟の楊水尺説がある。

一つ目の姜萬吉の北方異民族説は、『朝鮮王朝実録』の記録のなかで「才人・禾尺はみな異類」、「才白丁はみな異類」という記録を取り上げて、才人は「異類」ということを強調した。また「白丁」の系譜は、「白丁」以前には禾尺、禾尺以前には楊水尺であって、才人はその系譜から離脱し

たグループ、つまり才人は「白丁」の起源も生活様式も違うグループであると述べた。高麗末から朝鮮前期にわたって書かれているすべての記録から白丁系（白丁・禾尺）と才人は、その呼称の違いはあるが、彼らは皆遊牧民系出身でその生活上の違いはなかったという。『世祖実録』には「本非我類」、『中宗実録』には「別種人」、『成宗実録』には「本皆異類」と書かれているように、「白丁」も禾尺も才人も皆異民族出身であると姜萬吉は、強調している。しかし楊水尺・禾尺・才人が北方異民族であるという記録はない。

二つ目の杜門洞七二忠臣説は、旧「白丁」出身者が主張しており、「白丁」の先祖たちは高潔な存在・身分であることを強調している。

三つ目の楊水尺説を主張している朴鍾晟は、次のように述べている。「白丁身分の起源説の虚構性を乗り越える現段階の合理的な代案は、現在に残されている記録を総合して、もう一度該当部分を復元・再現することであるとし、そのなかで歴史の記録が許容する「賤民」階層の古典的基礎、つまり集団としての最下層の起源は、楊水尺にある」と論じている。これが起源説の三つ目楊水尺説である。

朝鮮王朝時代の「白丁」の起源を「北方異民族」だと考えると、朝鮮の「賤民」身分の国内的基盤はなかったことになる。朴鍾晟は、姜萬吉が「賤民」階層について朝鮮良人たちの排他的支配論理を強調しすぎているのではないかと指摘している。

『世宗実録』巻22, 5（1423）年10月8日の条によると、朝鮮王朝時代の「白丁」身分は高麗時代の才人・禾尺の後身で、国家が彼らを農民化するため同化政策の一つとして世宗5（1423）年10月に一般農民を意味する「白丁」と改号したことがわかる。「白丁」の起源を考えるにあたって、才人・禾尺が「白丁」と改号された背景と大きな関係があると考えられる。その記録によると、「才人・禾尺は、元は良人（ヤンイン）だった。従事して

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

いる職業が賤視されて、一般人とは違うとみんなが言い、異類として見られている。その理由で一般人は、彼らと婚姻することは恥ずかしいと思っている。このようなことはかわいそうである。白丁と改号してほしい。平民と婚姻させて戸籍にも入れて、閑田と陳荒人田を与えて、白丁を農業に従事させるべきである」というものである。これは、一般百姓と同化させる一方、狩猟して得た物を差し出す役を免除することにより「白丁」の生活を保障するというものである。つまり、才人・禾尺が農民とは違って柳器業または屠畜業に従事していたため、一般百姓たちは彼らを賤しいとし、「別種」また「異類」とみなしていたので、兵曹がその才人・禾尺を「白丁」と呼ぼうと提議し、それを王が許可して「白丁」という名称で呼ばれるようになったことがわかる。

しかし、一般平民たちは彼らと同一視されるのを拒否し、彼らを「新白丁」と呼び、差別した。その結果、『世宗実録』巻120, 30 (1448)年4月9日の条には「甲辰の歳(1424年)、改めて新白丁を號す」とあり、世宗6(1424)年には「白丁」は「新白丁」と称されるようになった。そして「白丁」に対する区別をなくして平民と婚姻して、農業に従事させることを試みたが、守令らが同化政策を守らなかったため、「白丁」たちは生活が貧しくて物を盗み、強盗を働いた(『世宗実録』巻120, 30 (1448)年4月9日(甲子))。世宗17(1435)年には同化政策の一環として再び才人、禾尺を「白丁」と改号しようと王が命令し、兵曹が各官にその命令を伝えていた。しかし、この時も各官は同化政策を従わなかったため、「白丁」はますます差別されていった。以上のことをまとめると、「白丁」身分は世宗5(1423)年から「新白丁」と改号される同王6(1424)年頃に成立し、朝鮮時代に差別される身分となったと考える。

第2章では、才人・禾尺の社会的系譜を継承した「白丁」の職業を検討するため、才人・禾尺の職業に関する『高麗史』・『高麗史節要』および

『朝鮮王朝実録』などの史書の記事を確認、整理した。初期の朝鮮王朝は、才人・禾尺の生活様式そのままにさせ、彼らの生産物を税金という形で受け入れようとしたが、農耕社会への同化政策の一環として、「白丁」に改号し、農業に従事させようとした。

しかし、農業に従事させようとした同化政策は、失敗する結果をもたらした。その理由として一つに、高麗時代の楊水尺と呼ばれた時から続てきた柳器製造と屠畜業を急に替えることは難しかったこと、二つに、農業に従事させようとしたにもかかわらず、国家は年貢として柳器製造品や狩猟から得た生産物を要求したことが上げられる。その結果、「白丁」は一般農民と離れた所に住みながら、柳器製造業と屠畜業などに従事することになった。同化政策は成功せず、彼らの屠畜業、肉販売、皮革業が盛行することになり、一般農民のなかには「白丁」に対する差別意識だけが広がっていったと推測される。

第3章では、「白丁」に強制的に課せられた役務・負担を検討した。「白丁」身分に課せられた役務・負担は、①警備及び軍事動員、②狩りのときの動員、③柳器などの上納があった。

第4章では、『朝鮮王朝実録』所載「白丁」身分に関する記録をまとめ、彼らに対する差別処遇の記事を分析した。そして差別を支えてきた賤視意識について論じた。記録にみられる差別の原因は、「白丁」が柳器製造や屠畜業・皮革業などを生業に従事していたからであった。そして差別を支えた差別観念は賤視観念であることが判明した。

第5章では、『朝鮮王朝実録』所載林巨叱正に関する記録をまとめ、明宗14(1559)年に登場した林巨叱正の動きについて述べた。林巨叱正は、洪吉童・張吉山とともに朝鮮の三大盗賊として注目されていた。しかし林巨叱正は洪吉童・張吉山とは違って、林巨叱正の一派は、単純な窃盗や強盗ではなく、官僚たちを狙った。治者たちは林巨叱正を盗賊林巨叱正と呼

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

んだが、民衆たちには義賊のような存在であった。林巨叱正の盗賊の活動は、朝鮮社会で大きな影響を与えていたことがわかる。王も社会的混乱期に登場した林巨叱正の乱に注目していた。林巨叱正は盗賊活動を通して民衆たちを救済しようとした。しかし、3年間も続いていた盗賊活動は、民衆たちを悪天候と凶作から救済することができなかった。

以上、朝鮮の「白丁」身分の歴史的分析を行ったが、なぜ「白丁」身分だけがより強く差別されたのかについての差別観念の究明は検討の余地が残っている。今後、差別を支えてきた差別観念の研究を深めていきたいと考えている。また日本の近世被差別部落民との比較研究も深め、国際的な比較社会史的な視野を広げたいと考えている。

<博士論文審査結果の要旨>

朝鮮の「白丁」身分の歴史的分析

審査委員 主査 寺木 伸明

審査委員 副査 Philip Billingsley

審査委員 副査 梅山 秀幸

論文概要

本論文は、朝鮮時代（1392年～1910年）の被差別身分である「白丁」の成立、職業、役務と負担、差別、「白丁」出身の林巨叱イムゴジルジョン 正の動きなどを総合的に究明しようとしたものである。朝鮮時代は、国王のもとに両班ヤンバン（文官・武官）・中人が置かれ、その下に租税・軍役などを負担した常民（農民・商人・職人などで良人とも称された）が位置づけられていた。そして最下層身分の「賤民」として「七般公賤」と「八般私賤」が存在していた。「白丁」は、僧侶クワンデ・広大・私奴婢キーセン・妓生などととともに後者の「八般私賤」に属していた。「白丁」は、こうした「賤民」の中でも特にきつい差別を受けていた。

ところで、韓国においても、日本においても朝鮮時代の他の身分の研究（たとえば両班）に比べて、「白丁」身分の研究は著しく立ち遅れてきた。徐 知延さんは、韓日両国における先行研究を調べる中で、特に「白丁」の成り立ち、職業や役務・負担の実態、「白丁」身分の人々に対する差別の実態と差別意識について、研究が十分でないことを知り、修士論文ではまず成り立ちの解明に努力を傾注して（併せて他の領域についても、分析

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

は行ったが)、一定の成果をあげた。本論文では、成り立ちについても一層、史料を博搜して深めるとともに、職業や役務・負担の実態、「白丁」身分の人々に対する差別の実態と差別意識の究明を行っている。

第1章では、「白丁」身分の成立について、特に北方異民族説を唱える姜萬吉の主張の論拠を再検討しつつ、『高麗史』『朝鮮王朝実録』などの史料に当たり直し、高麗時代の社会内部から楊水尺ヤン スチョクが生まれ、楊水尺が才人チェイン・禾尺ファチョクとなり、朝鮮王朝世宗5年(1423)にそれらが「白丁」と改称されて、次第に被差別身分として成立していったものであることを明らかにして、異民族起源説を批判して朝鮮社会内部からの成立説を展開している。

第2章では、「白丁」の職業について詳説している。「白丁」の前身である楊水尺は、狩猟生活(屠畜を伴う)をしつつ柳器製造に従事していたが、その後、禾尺・才人と称されるようになってからも、屠畜業・柳器製造業に携わっていたことを『高麗史』『高麗史節要』などの史料で裏付けながら、朝鮮時代初期において「白丁」と改号され農民化政策(同化政策の一環)がとられて以降も、農耕生活になじめず、また、政府が彼らに柳器の上納などを課したため、依然として柳器の製造および狩猟・屠畜・食肉販売業に従事し続けたことを『朝鮮王朝実録』(以下、『実録』と略す)をもとに丹念に跡付けている。

また、15世紀後半から16世紀前半にかけて史料に表れる「去骨匠」が、屠畜業に従事していたことを明らかにして、かれらが「白丁」に由来するもので、「白丁」同様の存在であったことを明らかにしている。

第3章では、「白丁」身分の役務と負担について触れている。政府がかれらを軍籍に編入し、軍事動員したことは先行研究でも明らかにされていたが、それをさらに詳しく史料で裏付けるとともに(表3-3に詳しい)、新たに狩猟への動員や柳器の上納についても史料をあげて明らかにしている。

国際文化論集 No44

第4章では、「白丁」身分に対する職業差別意識と職業差別、居住地に対する差別、結婚差別、教育における差別、日常生活面での差別に分けて分析している。この章では、特に屠畜業に対する差別意識の背景として、『実録』などで「異類」、「異種」としてとらえ、屠畜業を「醜悪」とみなしている記述に注目している。また、治者が、屠畜は「天地・生物の心を傷め」と考えていたことも屠畜業を差別することにつながっていったと推測している。

第5章では、朝鮮の三大盗賊の一人とも言われる「白丁」出身の林巨叱正の動向について、『実録』から数十件の記事を拾い（表5）、1559年から3年間の動きを詳細に追跡している。

以上が本論文の概要である。

論文の審査内容

本論文は、朝鮮時代の「白丁」身分についての総合的研究であって、韓国と日本における先行研究を踏まえ、かつ『高麗史』『高麗史節要』『実録』などにみられる関係史料を精細に調査し分析した労作である。特に「白丁」の人々の生業である屠畜業と柳器製造業について詳細に解明したこと、それとの関連で朝鮮王朝初期の同化政策が失敗した一つの理由として、柳器上納を課したことが柳器製造と狩猟生活を続けざるを得なくさせた要因となったこと（柳の木を求めて野山を移動しなければならないので、当然狩猟も続けるから農民化が困難になった）を明らかにしたこと、および、役務として狩猟の動員があったことを明らかにしたことは、研究の成果として評価できる。

また、「去骨匠」が「白丁」に由来するもので、「白丁」同様の存在であったこと、屠畜業に対する差別意識の形成事情を一定、解明したことも、研究史的に意義が認められよう。

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨

さらに付属資料『朝鮮王朝実録』所載才人・禾尺、「白丁」身分に関する記事一覧（106～123頁）も、今後の朝鮮時代における「白丁」研究の基礎資料ともなりうるものである。

ただし、本論文には、以下のような問題点も存在している。

まず、先行研究の問題点は指摘されているものの、その成果の部分が必ずしも明確には示されていない、そのため、本研究の独自の達成部分が読み取りにくい内容になっていることである。

次に、関係史料（漢文体）を日本文にするとときに簡略化しすぎている箇所があり、また、引用文中に論証に十分活用されていない部分も見受けられることである。

さらに、第5章の林巨叱正の動向については、詳細に追跡されてはいるが、「白丁」出身ということだけで、「白丁」身分集団とどう関係するのか、たとえばその盗賊団の構成メンバーに「白丁」が多数含まれていたのか、「白丁」の利害を代弁していたのかどうか、などの点が解明されていないことである。そもそも解明の手掛かりにした『実録』が王朝側の記録であるので、当然、その解明は困難が予想される。王朝側ではない、別の記録を探索して解明すべきであったと思われる。

他にも、注及び参考文献の記載の仕方に問題があること（これらは訂正期間中に修正させることにした）、結語の部分が弱いこと等々の問題点が指摘された。

しかし、上記のような問題点が認められるものの、先に述べたように本論文は朝鮮時代の「白丁」に関して総合的研究を行った労作であり、独自の解明を行った箇所もあり、今後の研究の発展のために寄与すると認められるところが多くあり、博士論文としての水準に達しているものと評価される。

国際文化論集 No44

以上の審査内容に基づき、審査委員は主査・副査全員一致して、学位申請者・徐 知延への博士学位授与を文学研究科委員会に提案するものである。